

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	休日診療対策費	部課名	健康部生活衛生課	課長名	大口 康男
		担当者名	河上 知香子	内線	422
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	休日診療対策費(01-03-01)				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	48 年度	根拠	休日診療及び準夜間診療事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	地域医療の充実[01-03]			
目的	医療機関が休診となる休日の日中及び休日と土曜日の準夜間帯に、輪番の当番医による、初期救急医療体制を確保することにより、区民の健康を守るとともに不安を緩和する。				
対象者等	内科・小児科・外科系の軽度の救急患者				
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 休日診療の初療施設 1日あたり5か所、午前10時～午後5時（日曜、祝日及び年末年始） 2 準夜間診療の初療施設 1日あたり3か所、午後5時～午後9時（休日、土曜日） 3 対象日 通常休祝日（日曜日、祝日。5月連休を含む）、年末年始（12月29日～1月3日） 4 診療科目 原則として内科・小児科・外科で、各日小児科を1か所以上確保している。 眼科・耳鼻科は、東京都が当番医を定めて実施している。 5 診療体制 原則として医師1名を含む3名で外来患者の診療や電話相談等に対応。往診はしない。 受診の際には、医療保険証を提示の上、所定の割合の医療費を負担する。 6 テレホンサービス 荒川区医師会館内で区民からの電話相談に対応している。 				
経過	昭和48年7月	1休日あたり5か所の医療機関で休日診療開始			
	昭和54年4月	準夜間診療開始			
	平成4年4月	土曜日準夜間診療の開始			
	平成12年4月	二次救急の充実により入院施設確保の廃止			
必要性	医療機関の休診となる休日等に初期救急医療体制を確保し、区民の健康を守り不安を解消する事業として必要不可欠である。また、二次救急医療機関本来の機能を遂行するうえでも、必要性は高い。				
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） <ol style="list-style-type: none"> 1 荒川区医師会に委託して実施する。医師会加入の医療機関が輪番制で当番医として診療に従事する。 2 当番医は、「休日診療実施」又は「準夜間診療実施」の看板を掲示する。 				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	66,048	65,822	65,597	66,282	66,508	66,734	66,048	
決算額（22年度は見込み）	66,048	65,822	65,597	66,282	66,508	66,733	66,048	
人件費	/	3,017	3,416	2,562	2,541	2,443	/	
【事務分担量】（%）	/	35	40	30	30	30	/	
合計（+）	66,048	68,839	69,013	68,844	69,049	69,176	66,048	
国（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
都（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	66,048	68,839	69,013	68,844	69,049	69,176	66,048	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	休日診療受診者数	5,131	4,911	4,728	4,793	4,841	6,746	5,460
	準夜間診療受診者数	2,780	2,782	2,406	2,363	2,472	2,902	2,579
	休日診療電話照会数	7,171	5,594	5,699	5,796	5,919	7,511	6,409
	準夜間診療電話照会数	3,326	3,272	3,002	2,974	3,027	3,445	3,149

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）		
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	
	委託料	休日及び準夜間診療業務委託料	66,508		休日及び準夜間診療業務委託料	66,733		休日及び準夜間診療業務委託料
内訳	休・祝日 63日			休・祝日 63日			休・祝日 62日	
	土曜日 50日			土曜日 51日			土曜日 51日	
	5月連休 3日			5月連休 3日			5月連休 3日	
	年末年始 6日			年末年始 6日			年末年始 6日	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	休日診療平均受診者数	13.3人	13.4人	20.9人	16.3人		1 診療日 1 医療機関あたり
	準夜間診療平均受診者数	6.5人	6.8人	9.3人	7.1人		1 診療日 1 医療機関あたり

（指標区分）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）固定施設 14 区

問題点・課題の改善策検討	
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容
	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	区民の健康保持に直結する事業であり、緊急時の対応に不可欠であるため、引き続き実施する必要がある。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	休日歯科診療	部課名	健康部生活衛生課	課長名	大口 康男
		担当者名	河上 知香子	内線	422
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	休日歯科診療対策費（01-03-02）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	56 年度	根拠法令等	休日歯科診療事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	地域医療の充実[01-03]			
目的	医療機関が休診となる休日において、輪番の当番医による急病患者的の初期救急診療体制を確保し、区民の健康を守るとともに不安を緩和する。				
対象者等	歯科の救急患者				
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 休日歯科診療の初療施設 1日当たり1か所、午前9時から午後4時まで（電話受付） 2 対象日 通常休祝日（日曜日、祝日。5月連休を含む）、年末年始（12月29日～1月3日） 3 受診方法 医療保険証を提示の上、所定の割合の医療費を負担する。 4 テレホンサービス 荒川区歯科医師会は、医師会館内で録音テープによる当番医の紹介を行い、当番医は区民からの相談に対応している。 				
経過	昭和56年10月 1休日あたり1か所で、休日歯科診療開始				
必要性	医療機関が休診となる休日に区民の健康を守り不安を解消する事業として必要性は高い。				
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 社団法人東京都荒川区歯科医師会に委託し、歯科医師会加入の医療機関が輪番制により実施している。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	7,926	7,926	7,926	8,028	8,028	8,028	7,926	
決算額（22年度は見込み）	7,926	7,926	7,926	8,028	8,027	8,027	7,926	
人件費	/	3,017	1,281	1,281	1,271	1,221	/	
【事務分担量】（%）	/	35	15	15	15	15	/	
合計（+）	7,926	10,943	9,207	9,309	9,298	9,248	7,926	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	7,926	10,943	9,207	9,309	9,298	9,248	7,926	
実績の推移	事項名							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
受診者数	335	352	353	373	377	345	365	
電話照会件数	481	461	434	444	445	434	441	

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	休日歯科診療業務委託料	8,027	休日歯科診療業務委託料	8,027	休日歯科診療業務委託料	7,926
	内訳	休・祝日 63日 5月連休 3日 年末年始 6日		休・祝日 63日 5月連休 3日 年末年始 6日		休・祝日 62日 5月連休 3日 年末年始 6日	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	休日診療平均受診者数	5.0人	5.2人	4.8人	4.5人	—	1診療日あたり

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）固定施設12区

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	区民が急病の際の対応として必要である。

況議（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	準夜間小児初期救急医療事業	部課名	健康部生活衛生課	課長名	大口康男
		担当者名	関口 公子	内線	4 2 2
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	準夜間小児初期救急医療事業（01-04-01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	18年度	根拠	荒川区小児初期救急平日準夜間診療事業実施要綱
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	小児医療の充実[03-05]			

目的 診療所が診療を実施しない平日準夜間における小児救急患者に対し初期救急医療事業を実施することにより、小児救急医療体制を確保し小児医療の充実とともに子育て支援の充実を図る。

対象者等 15歳未満の初期救急医療を必要とする患者

内容

（荒川区小児初期救急診療所の概要）

- 1 開設日
平成18年6月7日
- 2 診療時間
平日(月曜日～金曜日)の19時～22時まで(準夜間の3時間)
- 3 対象者
15歳未満の初期救急医療を必要とする患者
受診の際には、医療保険証を提示の上、所定の割合の医療費を負担する。
- 4 診療医師
小児科専門医など小児科医師が診療
- 5 開設場所
荒川区医師会館（荒川区西日暮里6-5-3）

経過

平成14年度 都は平成18年度までに各区における平日準夜間(概ね午後5時～午後10時までの間の3時間程度)の固定施設における初期救急診療体制の整備を目指し、助成を開始

平成16年度 検討開始、医師会等関係機関と協議、検討

平成18年度 施設開設

必要性 病状が急変しやすい子どもの健康を守り不安を解消する事業として必要不可欠である。また、この事業により救急病院における小児初期急患による混雑を緩和するなど、救急病院が本来の機能を遂行するうえで、事業の必要性は高い。

実施方法 (3委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)

荒川区医師会に委託し、小児科専門医の診療により社団法人荒川区医師会平日準夜間小児初期救急医療センター（荒川区医師会館1階）において実施。対象者20,433人(人口一覧表平成21年1月1日現在による) 東京都から、小児初期救急平日夜間診療事業補助金、小児初期救急施設整備費補助金、小児初期救急設備整備補助金の交付を受けた。

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額			50,829	25,247	25,058	24,904	24,978	
決算額（21年度は見込み）			46,552	23,939	23,763	23,655	24,978	
人件費			1,708	1,708	1,271	1,221		
【事務分担量】（%）			20	20	15	15		
合計（+）	0	0	48,260	25,647	25,034	24,876	24,978	
国（特定財源）								
都（特定財源）			8,605	3,675	3,727	3,701	3,701	
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	-8,605	21,972	21,307	21,175	21,277	
実績の推移	事項名							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
受診者数				893	942	994	943	

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	報償費	協議会運営委員謝礼	13	協議会運営委員謝礼	0	協議会運営委員謝礼	26
	食糧費	協議会運営用食糧費	0	協議会運営用食糧費	0	協議会運営用食糧費	2
	委託料	準夜間小児初期救急医療運営委託費	23,750	準夜間小児初期救急医療運営委託費	23,655	準夜間小児初期救急医療運営委託費	23,750
	負担金補助及び交付金	準夜間小児初期救急医療事業運営補助金	0	準夜間小児初期救急医療事業運営補助金	0	準夜間小児初期救急医療事業運営補助金	1,200

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値（25年度）	
	一日あたりの平均受診者数	3.8人	3.8人	4.1人	3.9人		

（問題点・課題）	区内1箇所では、地域に偏りがあり受診しにくいという声も一部にあるが、現施設の利用状況や医師の確保の状況を勘案しながら判断する必要がある。
他区の実況	（実施 17 区 未実施 区） 平日夜間小児初期救急事業実施区・・・千代田区、中央区、台東区、墨田区、江東区、品川区、大田区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	症状が急変しやすい子どもの健康を守る事業として欠かせない事業であり、引き続き実施する必要がある。

（状況）	平成16年二定 小児初期救急診療について 平成18年二定 センターでの電話相談の実施について
------	---

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	衛生統計調査	部課名	健康部 生活衛生課	課長名	大口 康男
		担当者名	渡邊一男	内線	422
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	衛生統計調査費（01-05-01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	13 年度	根拠	統計法、人口動態調査令法	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進[14]			
	施策	統計・調査の推進[14-04]			
目的	根拠法令等に基づき、人口動態調査や医療施設動態調査をはじめ厚生労働省から指定された各種調査を行い、厚生労働行政施策（少子化、就業、社会保障、社会活動等）・医療行政（診療施設の機能や従事者の把握、患者の傷病状況等）及び公衆衛生行政（出生率、死亡率や死亡原因等）の基礎資料を得る。				
対象者等	人口動態調査・・・戸籍法に基づく届出者（出生・死亡・死産・婚姻・離婚） 医療施設動態調査・・・区内の全医療施設 各種調査・・・無作為に抽出された世帯（世帯員）、指定調査区の該当者、医療機関従事者等				
内容	1 人口動態調査 出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出に基づく調査票の審査・照会及び取りまとめ、東京都へ送付 2 医療施設動態調査 医療施設に関する届出（開設・変更等）の受理または処分した調査票を作成し、東京都へ送付 3 医療施設静態調査 医療施設の分布及び診療機能等を把握し、医療行政の基礎資料を得る。 4 国民生活基礎調査 無作為に抽出された世帯に調査員が訪問し、健康・所得・介護等を調査票により調査する。 5 21世紀成年者縦断調査 該当者宅に調査員が訪問し、家族構成・就業や健康状況・子育て等を調査票により調査する。（平成22年度から国が、対象者に直接郵送、回収する方法に変更） 6 中高年者縦断調査 該当者宅に調査員が訪問し、家族構成・就業や健康状況・社会活動意識等を調査票により調査する。（平成22年度から国が、対象者に直接郵送、回収する方法に変更） 7 社会保障・人口問題基本調査（出生動向基本調査） 少子化が進行する中、子どもの生み方、育て方の変化について観測しその変化の原因を解明し、また、結婚をしていない若者たちの結婚や家族に対する考え方などを把握し、福祉・衛生施策の基本資料を得る。				
経過	人口動態調査・医療施設動態調査については毎月実施（人口動態調査は明治5年開始） 医療施設静態調査・患者調査については3年ごとに実施（20年度に実施（昭和23年開始）） 国民生活基礎調査については毎年実施（昭和61年開始、3年周期で大規模調査を実施、22年度は対象） 21世紀成年者縦断調査（第9回）・中高年者縦断調査（第6回）については毎年実施（22年度からは、国が郵送で実施）				
必要性	区民の健康の向上や子育てに関係する施策の参考資料となるデータを調査するものであり必要性は高い。				
実施方法	（ 直営 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 国民生活基礎調査、21世紀成年者縦断調査、中高年者縦断調査及び社会保障・人口問題基本調査は、調査員（非常勤職員）により実施人口動態調査等については常勤職員で実施				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	604	795	555	539	895	381	524	
決算額（22年度は見込み）	305	355	377	539	451	341	524	
人件費		6,033	3,003	3,292	3,288	2,567		
【事務分担量】（%）		70	100	110	110	105		
合計（+）	305	6,388	3,380	3,831	3,739	2,908	524	
国（特定財源）								
都（特定財源）	447	479	455	455	664	707	856	
その他（特定財源）								
一般財源	-142	5,909	2,925	3,376	3,075	2,201	-332	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	人口動態調査	5077件	5064件	5253件	5361件	5508件	5645件	5000件
	国民生活基礎調査	71世帯	35世帯	84世帯	139世帯	102世帯	87世帯	150世帯
	21世紀成年者縦断調査	38名	32名	27名	25名	25名	20名	
	中高年者縦断調査		20名	17名	18名	14名	12名	
	社会保障・人口問題基本調査							150世帯

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	調査員手当	193	調査員手当	216	調査員手当	360
	一般需用	調査用品等消耗品	185	調査用品等消耗品	125	調査用品等消耗品	156
	役務費	郵送料	73	郵送料	0	郵送料	8

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	人口動態調査（衛生統計調査）	5,361	5,508	5645件	5000件	5000件	出生数の減少による件数の減
	国民生活基礎調査等各種調査	139世帯	76世帯	87世帯	136世帯	150世帯	21年度は小規模調査(2地区を調査) 22年度は大規模調査(4地区を調査)
	21世紀成年者縦断調査	25名	25名	20名	/	/	転出による調査対象者の減
	中高年者縦断調査	18名	14名	12名	/	/	転出による調査対象者の減
	社会保障・人口問題基本調査	/	/	/	55世帯	150世帯	22年度は第14回出生動向基本調査

（問題点・課題）	<p>国民生活基礎調査など調査員による各種調査については、調査拒否やオートロック式マンションの増加等により、調査票の回収が年々減少し、それが調査員の負担増にもつながっており、効果的な調査活動が困難となっている。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
直接本人に面談できるよう、マンションの管理会社や管理組合を通じて協力を求めていく。	調査票回収率の向上により衛生統計調査の充実が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	法令等に基づき人口動態や医療施設動態を把握する調査であり、継続実施する必要がある。

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	医師、歯科医師及び薬剤師等の調査	部課名 担当者名	健康部生活衛生課 細井 和子	課長名 内線	大口 康男 4 2 2
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	衛生統計調査（01 - 05 - 01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	50 年度	根拠 法令等	医師法第6条3項、歯科医師法第6条3項、薬剤師法第9条	
終期設定	有 無	年度		保健師助産師看護師法第33条、歯科衛生士法第6条3項、歯科技工士法第6条3項	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価 事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進[14]			
	施策	統計・調査の推進[14-04]			
目的	医師、歯科医師及び薬剤師について、性・年齢・登録年・業務の種別・診療科名（薬剤師を除く）等による分布を明らかにし、厚生労働行政の基礎資料を得ることを目的とする。 看護業務等に従事しているものについて、住所・性・年齢・業務の種別・従事場所等による分布を明らかにし、医療行政及び公衆衛生行政の基礎資料を得ることを目的とする。				
対象者等	届出義務者 医師、歯科医師、薬剤師 保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士				
内容	医師法、歯科医師法、薬剤師法に基づき、医師、歯科医師、薬剤師の現況を調査する。原則として、住所地所管の保健所長に提出。または、従事先所在地の保健所長に提出。就業していない者も含む。 保健師助産師看護師法・歯科衛生士法・歯科技工士法に基づき、保健師、助産師、看護師、歯科衛生士、歯科技工士の現況を調査する。（保健所所管区域内で業務に従事している者が就業地所管の保健所長に提出。） 2年毎の12月31日現在の状況を、提出期限までに保健所あて届け出ることとされている。				
経過	昭和23年～34年 医師・歯科医師について毎年実施 昭和35年～ 薬剤師が加わり、昭和57年まで毎年実施 昭和50年度～ 保健所が東京都から区に移管され、区の事業となる。 昭和57年以降は医師、歯科医師、薬剤師について2年毎に実施 平成18年度から、保健師、助産師、看護師、准看護師、についての件数は一括で調査（2年周期で実施）				
必要性	医師、歯科医師、薬剤師及び看護業務等従事者の現況を把握し、今後の厚生、医療、公衆衛生政策策定のための基礎資料とする。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 厚生労働省から東京都を經由して送られてきた届出用紙を届出義務者に配布し、回収した届出用紙を取りまとめ、送付票を作成し、都知事に提出する。 東京都から送られてきた届出用紙を届出義務者に配布し、回収した届出用紙を取りまとめ、送付票を作成し、都知事に提出する。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額		129		101		101		101
決算額（22年度は見込み）		54		98		69		101
人件費			(4,310)	1,947		847		
【事務分担量】（%）			(50)	30		10		
合計（+）		54	0	2,045	0	916	0	101
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		54	0	2,045	0	916	0	101
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	届出数							
	医師	473		499		513		
	歯科医師	196		206		210		
	薬剤師	433		436		459		
	保健師	34						
	助産師	43						
	看護師	848		1,383		1,432		
	准看護師	275						
	歯科衛生士	90		96		114		
歯科技工士	79		72		55			

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
				調査年でないため休止			
消耗品	再生上質紙		7			再生上質紙	5
	宛名シール		8			宛名シール	8
役務費							
郵便料	一般及び歯科診療所 薬剤師、薬局、助産所等		54			一般及び歯科診療所 薬剤師、薬局、助産所等	88

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	医師	-	513	-		-	
	歯科医師	-	210	-		-	
	薬剤師	-	459	-		-	
	保健師	-	1,432	-		-	
	助産師	-				-	
	看護師	-				-	
	准看護師	-				-	
	歯科衛生士	-	114	-		-	
	歯科技工士	-	55	-		-	

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	医師、歯科医師、薬剤師等の業務種別、診療科目等による分布の法令に基づく調査であり、継続して実施する必要がある。

議 会 質 問 状 況 （要旨）	
---------------------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	医師・薬剤師・看護師及び調理師等 免許の経由事務	部課名	健康部生活衛生課	課長名	大口 康男
		担当者名	細井 和子	内線	4 2 2
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（22年度）	衛生統計調査費（01 - 05 - 01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	50 年度	根拠 法令等	医療法等医療従事者に関する法律、施行規則 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価 事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進[14]			
	施策	事務の適正・公正な執行[14-03]			
目的	医師をはじめとする医療職種及び調理師・製菓衛生師の免許申請及び免許証の交付に係る経由事務				
対象者 等	医師・歯科医師・薬剤師・看護師・保健師・助産師・准看護師・臨床検査技師・理学療法士・作業療法士・視能訓練士・衛生検査技師・歯科技工士・診療放射線技師・診療エックス線技師・死体解剖資格認定・麻酔科標榜許可・受胎調節実地指導員等医療関連免許及び調理師・製菓衛生師・クリーニング師の免許申請者及び免許所持者				
内容	医師・歯科医師・薬剤師・看護師等医療従事者の免許及び調理師・製菓衛生師免許等の申請並びに籍訂正、再交付、籍のまつ消、免許証返納の申請を受理し、都庁交換便（重要文書）で送付、都知事（厚生労働大臣）が発行した免許証を申請者に交付する。				
経過	免許事務のうち申請書の受理及び免許証の交付については、昭和50年より都知事から区長への委任事務であったものが、平成12年に改正され「事務処理の特例条例」に基づき区が処理する事務となった。				
必要性	法定の事務				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 医療従事者及び調理師等の免許の申請等を受けると、都（厚生労働大臣の免許については、都を經由し厚生労働省）に送付し、都知事（厚生労働大臣）が発行した免許証を申請者に交付する。特別区事務処理特例交付金対象事業				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額			27	32	36	46	52	55
決算額（22年度は見込み）			16	32	36	37	45	55
人件費			4,310	5,225	5,978	5,929	5,700	
【事務分担量】（%）			50	90	70	70	70	
合計（+）		0	4,326	5,257	6,014	5,966	5,745	55
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		0	4,326	5,257	6,014	5,966	5,745	55
実 績 の 推 移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	医療関係者免許取扱件数	303	273	294	307	363	295	329
	調理師・製菓衛生師免許取扱件数	97	110	101	102	82	89	85
	クリーニング師免許取扱件数			2	1	1	2	1

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	封筒、ポリ袋	11	封筒、ポリ袋	15	封筒、ポリ袋	16
役務費	郵送料	26	郵送料	30	郵送料	39	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
医療関係者免許取扱件数		307	363	295	329		
調理師・製菓衛生師免許取扱件数		102	82	89	85		
クリーニング師免許取扱件数		1	1	2	1		

（問題点・課題 指標分析）	
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	法令及び特例条例に基づき実施する事務である。

議会議決 （要旨） 状況	
--------------------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	医師会・歯科医師会・薬剤師会等補助金	部課名	健康部生活衛生課	課長名	大口 康男
		担当者名	堀川 由美	内線	422
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	生活衛生課事務費（01-02-01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 38年度	根拠	荒川区補助金等交付規則及び		
終期設定	有 無 年度	法令等	各団体への交付要綱		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	地域医療の充実[01-03]			
目的	医師会、歯科医師会、薬剤師会、歯科技工士会、食品衛生協会、環境衛生協会が実施する事業や活動の公益性を認め、これらの活動等に対して補助を実施することにより区民の健康増進に寄与する。				
対象者等	医師会、歯科医師会、薬剤師会、歯科技工士会、食品衛生協会、環境衛生協会				
内容	（各会の主な活動） 医師会 予防接種、乳幼児集団健診、無料健康相談、血圧測定・がん相談、校医等の地域保健活動など 歯科医師会 歯科衛生相談、母親学級・歯科衛生教室の開設、保育園児等の歯科健診等の公衆衛生活動 薬剤師会 小・中学校、町会等を対象とした薬事衛生・環境衛生などの講演会等 歯科技工士会 各種研修会開催、歯の衛生間・荒川区健康週間参加など区民の歯科衛生に対する協力 食品衛生協会 食品衛生講習会・相談所等の開設することで、食中毒その他危害の発生防止に努める 環境衛生協会 環境衛生講演会の開催、営業施設への衛生管理指導等を行い公衆衛生思想の振興を図る				
経過	昭和38年度 三師会に対する補助開始 昭和54年度 食品衛生協会、環境衛生協会に対する補助開始 平成9年度 歯科技工士会に対する補助開始 平成18年度 補助金の事務を保健福祉計画課から生活衛生課に移管 平成19年度 歯科技工士会に対する増額補助 平成21年度 薬剤師会に対する増額10万円（需用費、使用済み注射針回収事業）				
必要性	区民の健康を守る組織である医師会等に本事業を実施することで、区民の健康増進に寄与することができる。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	2,995	2,995	2,995	3,025	3,025	3,025	3,025	
決算額（22年度は見込み）	2,995	2,995	2,995	3,025	3,025	3,025	3,025	
人件費		882	854	854	847	814		
【事務分担量】（%）		10	10	10	10	10		
合計（+）	2,995	3,877	3,849	3,879	3,872	3,839	3,025	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	2,995	3,877	3,849	3,879	3,872	3,839	3,025	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	医師会補助	974	974	974	974	974	974	974
	歯医師会補助	812	812	812	812	812	812	812
	薬剤師会補助	649	649	649	649	649	649	649
	歯科技工士会補助	95	95	95	125	125	125	125
	食品衛生協会補助	315	315	315	315	315	315	315
	環境衛生協会補助	150	150	150	150	150	150	150

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		負担金補助及び交付金	医師会補助	974	医師会補助	974	医師会補助
歯医師会補助	812		歯医師会補助	812	歯医師会補助	812	
薬剤師会補助	649		薬剤師会補助	649	薬剤師会補助	649	
歯科技工士会補助	95		歯科技工士会補助	125	歯科技工士会補助	125	
食品衛生協会補助	315		食品衛生協会補助	315	食品衛生協会補助	315	
環境衛生協会補助	150		環境衛生協会補助	150	環境衛生協会補助	150	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
指標	医師会会員数	219	229	227	226		
	歯科医師会会員数	120	118	118	117		
	薬剤師会会員数	197	186	183	178		
	歯科技工士会会員数	41	39	36	33		
	食品衛生協会会員数	866	842	800	800		
	環境衛生協会会員数	404	372	368	355		

（指標区分）						
他区の実況	（実施区 未実施区）					

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	いずれの団体も区民の健康増進に関わる様々な公益的活動に取り組んでおり、引き続き補助する必要がある。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	動物愛護管理推進事業	部課名	健康部生活衛生課	課長名	大口康男
		担当者名	池杉成弘	内線	422
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	動物愛護管理推進事業（02-01-01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 55年度	根拠	動物の愛護及び管理に関する法律、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準、東京都動物の愛護及び管理に関する条例、荒川区まちの環境美化条例、狂犬病予防法		
終期設定	有 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]			
目的	近年のペットブームを反映して、犬や猫、小鳥等の飼養者が増加している一方で、人口過密な都市環境の中で、動物を飼養するために不可欠な「適正飼養」が行われないことによる相談（苦情）が増加している。動物愛護及び管理の観点から飼養者のマナーや、動物に関する知識（生態・習性・人畜共通感染症など）についての相談や指導を行う。				
対象者等	犬・猫などの動物の飼い主、飼い主のいない猫へのえさやりをしている人				
内容	1 犬・猫の飼い方、しつけ方等の指導及び講演会の実施 2 犬・猫等に関する相談受付 犬・猫の忌避剤（木酢液）配布 犬のふん尿放置・放飼い、猫のエサやり・ふん尿悪臭等に対するマナープレートの配布 啓発パンフレットの配布（狂犬病予防法、東京都動物の愛護及び管理に関する条例、ねこの飼養及び保管に関する基準等を抜粋） 犬のこう傷事故届け出受付 引き取り・収容動物の告示 犬猫等保護失踪届け出受付 猫の屋外での活動の適正管理等に係る地域活動の支援事業 飼い猫の不妊・去勢費用の助成 3 相談等への対応は、担当職員が個別訪問等により適正飼養について助言、注意等を行う。 東京都動物愛護相談センターと連携をとりながら実施				
経過	平成4年度	飼い猫の不妊・去勢手術費助成制度を開始（平成12年度廃止、飼い主の責任のため）			
	平成18年度	改正動物の愛護及び管理に関する法律の実施			
	平成20年度	飼い主のいない猫の屋外での活動の適正管理等に係る地域活動の支援事業を開始			
	平成21年度	飼い猫の不妊・去勢手術費用助成制度を再開			
必要性	ペットの放し飼い・ふん尿の放置など不適正な飼養や、飼い主のいない猫によるふんなど、相談・苦情等が増加しており、飼養動物に関わるマナーの普及・啓発を図る必要がある。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 被害に関する苦情も増えていることから、地域としての対策を促すための支援事業を実施する必要がある。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	337	237	234	1,310	5,013	8,665	7,639	
決算額（22年度は見込み）	235	235	223	313	4,291	5,704	7,639	
人件費		3,448	3,894	7,259	12,282	14,659		
【事務分担当】（%）		40	60	85	145	180		
合計（+）	235	3,683	4,117	7,572	16,573	20,363	7,639	
国（特定財源）								
都（特定財源）					1,030	1,030	1,030	
その他（特定財源）								
一般財源	235	3,683	4,117	7,572	15,543	19,333	6,609	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	プレート配布	554	466	467	585	545	538	800
	忌避剤配布	443	265	216	361	278	328	400
	犬のこう傷事故	10	4	7	10	5	11	
	相談・苦情件数	144	94	160	233	297	390	
		犬60猫73	犬25猫56	犬58猫87	犬63猫152	犬38猫133	犬50猫166	
		その他11	その他13	その他15	その他18	その他126	その他174	
	保護・失踪届	101	124	115	109	116	105	
		犬87	犬86	犬79	犬67	犬56	犬55	
		猫30	猫38	猫36	猫33	猫58	猫47	
	その他4			その他9	その他2	その他3		

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	動物関連講演会講師謝礼	27	動物関連講演会講師謝礼	0	動物関連講演会講師謝礼	78
	消耗品費	犬の啓発用プレート購入、犬・猫消臭忌避剤他	1,004	犬の啓発用プレート購入、犬・猫消臭忌避剤他	607	犬の啓発用プレート購入、犬・猫消臭忌避剤他	657
	役務費		-		-	助成金交付決定通知ほか事務連絡用郵券	73
	負担金及び交付金	猫去勢・避妊手術助成金	3,260	猫去勢・避妊手術助成金	5,097	猫去勢・避妊手術助成金	6,831

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値（25年度）	
指	啓発事業（相談件数）	233	297	390			マナーを守らない飼養者に対しての区報掲載による啓発、住宅訪問等を行う。
標	不妊去勢手術（助成件数）		♂130 ♀105	・飼い主のいない猫 ♀181 妊娠11 ♀143 ・飼い猫 メス38 オス29	・飼い主のいない猫 ♀216 妊娠36 ♀108 ・飼い猫 メス123 オス123		飼い主のいない猫及び外飼い猫の不要な繁殖を抑制し、屋外の猫による排泄物や鳴き声の被害の緩和を図る。

（問題点・課題）	<p>公園等での飼い犬の放し飼いや汚物の放置などマナーを守らない飼い主に対する啓発が必要である。</p> <p>飼い猫を屋外で飼養したり、飼い主のいない猫へのえさやりなどが、猫による近隣のふん尿の悪臭を発生させる要因となっているため、地域による取り組みを支援するための、猫の屋外での活動の適正管理活動等の支援事業を開始したが、この事業における登録活動団体の活動実績を地域にアピールし、猫問題への関心を高めたい。</p> <p>平成21年4月1日に施行された、環境課所管の「荒川区良好な生活環境の確保に関する条例」は、登録活動団体の活動を制限するものではないが、未だに、餌やり行為イコール罰則であるとの誤解があって、その活動に支障を来すこともあるため、引き続き、支援事業及び登録団体の活動について、区報やHP・CATVなどによりPRしていく必要がある。</p>
他区の実施状況	<p style="text-align: center;">（ 実施 区 未実施 区 ）</p> <p>犬のしつけ方教室 12区で実施（新宿、港、台東、北、品川、目黒、中野、墨田、足立、江戸川）</p> <p>猫の去勢不妊手術費助成 20区で実施（千代田、中央、港、新宿、文京、台東、墨田、江東、品川、目黒、太田、世田谷、渋谷、杉並、豊島、北、板橋、練馬、足立）</p> <p>猫の適正飼養ガイドライン 6区で策定（千代田、目黒、世田谷、練馬、杉並、墨田）</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
飼い主のいない猫の屋外での活動管理等に係る地域活動を支援する。	不妊・去勢手術によって飼い主のいない猫の増加を抑え、屋外にいる猫の排泄物や鳴き声による被害件数の減少。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	ペットの適正飼育には、飼い主がマナーを守るよう意識を高めることが重要であり、引き続き普及啓発を継続する必要がある。

議会質問状況	<p>平成18年3定 愛犬家のマナーアップとコンテストについて</p> <p>平成18年3定 生活に悪影響を及ぼす野良猫問題について</p> <p>平成19年1定 飼い主のいない猫の不妊・去勢費用助成について</p> <p>平成20年3定 飼い主のいない猫の不妊・去勢費用助成について</p> <p>平成21年1定 飼い主のいない猫の不妊・去勢費用助成について</p>
--------	---

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	狂犬病予防対策事業	部課名	健康部生活衛生課	課長名	大口康男
		担当者名	肥塚喜史	内線	422
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	狂犬病予防対策事業（02-01-02）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 50 年度	根拠	狂犬病予防法		
終期設定	有 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]			
目的	狂犬病予防法に基づき、畜犬登録事務と集合予防注射を実施し、狂犬病の発生防止を図る。				
対象者等	生後91日以上の犬を飼養している区民				
内容	犬の登録受付・鑑札交付（犬の生涯に1回、平成6年度までは毎年登録を更新） 狂犬病予防注射を集合会場方式で実施（毎年度4月中旬、保健所、公園等延べ9ヵ所<5日間>） 狂犬病予防注射済票交付（年1回の予防接種後注射済票交付、昭和59年度までは、半年毎） 犬の所在地変更に伴う原簿送付および送付依頼 捕獲犬の拘留についての公示 犬の返還申請受付 手数料 狂犬病予防集合注射料金（獣医師会収入）・・・3,000円 登録手数料・・・・・・・・・・・・・・・・・・3,000円 注射済票交付手数料・・・・・・・・・・・・・・550円				
経過	昭和60年度 予防注射を毎年6か月ごとから年1回の実施に変更 平成7年度 畜犬登録を毎年から生涯1回の実施に変更 平成14年度 畜犬ソフトシステム導入（迷い犬の検索、登録頭数等データの統計処理、狂犬病集合注射に伴う事務処理用）				
必要性	狂犬病は克服された病気ではなく、国内において発生の危険性が全くないとは言えない。法に基づく事業として引き続き実施する必要がある。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 毎年4月中旬に区内9会場で、区獣医師会の協力を得て、狂犬病予防集合注射を実施している。 犬の登録業務（各種変更届のほか鑑札及び注射済票交付）は通年行い、保健所のほか戸籍住民課及び各区民事務所で受付を行っている。				

		（単位：千円）						
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算・決算額等の推移	予算額	499	562	717	621	767	875	992
	決算額（22年度は見込み）	439	482	692	603	606	870	992
	人件費		5,171	3,995	7,259	7,200	4,886	
	【事務分担量】（%）		60	90	85	85	60	
	合計（+）	439	5,653	4,687	7,862	7,806	5,756	
	国（特定財源）							
都（特定財源）								
その他（特定財源）		3,129	2,855	3,136	3,243	3,748	4,027	4,074
一般財源		-2,690	2,798	1,551	4,619	4,058	1,729	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	鑑札交付数	600	596	686	741	719	787	1,000
	済票交付数	3,410	3,554	3,634	3,861	3,954	4,574	5,000
	登録数	5,072	5,448	5,932	6,101	6,615	6,283	6,497

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）		
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	
予算・決算の内訳	消耗品費	犬の鑑札・済票通知用紙・登録手数料票・済票交付票	170	犬の鑑札・済票通知用紙・登録手数料票・済票交付票	180	犬の鑑札・済票通知用紙・登録手数料票・済票交付票	213
	役務費	郵送料（集合注射・未注射犬通知）	290	郵送料（集合注射・未注射犬通知）	544	郵送料（集合注射・未注射犬通知）	630
	委託料	畜犬登録データのソフトウェア保守料	47	畜犬登録データのソフトウェア保守料	47	畜犬登録データのソフトウェア保守料	48
	使用料及び賃借料	集合注射会場器材運搬用トラック借上げ	99	集合注射会場器材運搬用トラック借上げ	99	集合注射会場器材運搬用トラック借上げ	101

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値（25年度）	
標	登録数	6,101	6,615	6,283	6,400		
	予防注射接種率	63.2%	59.7%	72.7%	73.2%	100.0%	済票交付数（再交付除く）／登録数

（問題点・課題分析）	飼い犬の登録義務を怠っている飼い主がいるほか、登録していても予防注射を行っていない飼い主も多く、個別に注射をするよう働きかけているが、成果が得られていないため現状を改善する必要がある。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
登録している飼い主とともに、ペット販売や関連業者への働きかけを強化する。	登録や未注射犬の現状の改善が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	法に基づく事業として引き続き実施する必要がある。

議（要旨）	況（要旨）
-------	-------

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	医療監視事務費	部課名	健康部生活衛生課	課長名	大口康男
		担当者名	久保田洋子	内線	4 2 6
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	衛生統計調査費（01-05-01）				
事務事業の種類	新規事業	（ 22年度 21年度 ）		建設事業	それ以外の継続事業
開始年度	昭和	平成	50 年度	根拠	医療法、医師法ほか医療従事者に関する諸法律、同法施行規則、荒川区医療監視要綱
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]			
目的	医療法等に基づき、診療所・歯科診療所・助産所・歯科技工所・施術所等における医療関連業務が、安全かつ適正に行われるよう、必要な規制・指導を行い、区民の健康の保持に寄与する。				
対象者等	医療関連業務の開設者				
内容	診療所等の医療関連施設は、法令に基づく許可・届出基準が定められており、それらの許可・変更・廃止等に係る事務を適正に処理する。 併せて、許可・届出等を受けた医療関連施設に対して、業務が法令基準に適合しているかどうか、その履行状況を踏まえ、荒川区医療監視要綱等に基づき指導する。				
経過	平成 9 年度 医療法の一部改正に伴い、区長の機関委任事務に位置づけられる。 平成 1 2 年度 地方分権一括法により、医療法等に関わる事務が区の自治事務に位置づけられる。				
必要性	法令に基づき区が行う事務であり、医療の安全確保のため医療施設への立入検査を行い、指導・助言や情報提供などを行うことが必要である。				
実施方法	（ 1 直営 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 各種申請に基づく許可、各種届出の受理及び「医療監視員」が医療関連施設に立ち入りし、監視・指導を行う。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額		39	21	21	20	19	71	74
決算額（22年度は見込み）		37	32	21	6	12	54	74
人件費				10,343	9,394	11,956	13,030	
【事務分担量】（%）				120	110	140	160	
合計（ + ）		37	32	10,364	9,400	11,968	13,084	74
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		37	32	10,364	9,400	11,968	13,084	74
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	診療所等監視件数	65	55	83	112	76	88	90
								（推定）

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	図書、厚紙等	12	図書、厚紙等	11	図書、厚紙等	18
役務費	郵送料	0	郵送料	43	郵送料	56	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	医療施設監視指導率	167%	149%	152%		150%	立ち入り監視指導数 / 開設届出数

（問題点・課題）	<p>良質な医療を提供することを目的として、医療法が改正され、概ね平成19年4月から施行された。区としても「良質な医療の提供」と「医療の安全確保」を医療機関が遂行できるように助言・指導していくことが必要である。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
医療機関指導の充実 従来の新規変更施設を主とした立入検査指導に加え、既存施設の監視指導についても、計画的に行っていく。	医療機関が医療の安全確保に対する意識を深めることにより、医療現場での衛生や安全性の向上が期待される。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	法に基づく事務として、法令の改正内容に留意しつつ的確な対応を図る。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	カラス対策事業	部課名	健康部生活衛生課	課長名	大口康男
		担当者名	池杉成弘	内線	422
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	カラス対策事業（01-02-01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 13 年度	根拠	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律		
終期設定	有 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]			
目的	繁殖期（3月～7月）を中心に、区民に威嚇等、危険を及ぼす可能性のあるカラスの巣を撤去及び落下した雛の収容を行い、カラスによる被害の軽減を図る。				
対象者等	カラスによる威嚇、攻撃等の被害を受けている区民				
内容	区内において、カラスによる威嚇、攻撃等の被害が発生した場合、その原因となっている営巣の撤去、並びにこれに伴うカラスの雛、卵の捕獲、回収ほか、カラス被害の防止方法等の指導を行う。公園等の営巣は公園緑地課で、街路樹は道路課でそれぞれ対応する。				
経過	<p>平成12年度 区民からの相談、苦情に対し、忌避方法や駆除業者を紹介、カラス講演会の実施、区報カラス特集号を発行</p> <p>平成14年度 委託による営巣撤去、カラス等の回収のほか、軽易な場合は有害鳥獣捕獲許可を受けた職員で対応</p> <p>平成16年度 都はH12年度から都民の相談に応じた巣の撤去事業を行ってきたが、当初より計画年度を3年と定めており、当年度をもって営巣撤去事業を終了</p>				
必要性	東京都によると、都が捕獲作戦を本格化した平成13年度以降都内の生息数はいったん減ったが、18年度の16,600羽を底に再び増加。21年度は19,100羽と1年で1割近く減ったが、住宅の密集している荒川区では、ゴミ集積場、街路、公園等の周辺など、日常生活の場においてカラスの営巣に遭遇することは、稀ではない。営巣を守ろうとするカラスの威嚇や攻撃はその地域住民に向けられる。このような危険から区民の安全を守るため、本事業を継続する必要がある。				
実施方法	<p>2一部委託（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>区民からの相談を受けた生活衛生課職員が営巣個所を調査し、危険と判断した場合には、駆除委託業者に依頼し、巣の撤去及びヒナ等の捕獲を行う。</p> <p>ヒナ等の捕獲を行う場合には、鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定に基づき、被害を受けた区民から有害鳥獣駆除依頼書を受理する。有害鳥獣捕獲許可期間が終了後、捕獲数を東京都へ報告する。</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	1,920	1,827	1,827	1,582	1,664	1,906	1,463	
決算額(22年度は見込み)	1,586	1,114	744	1,017	1,447	1,057	1,463	
人件費		4,310	1,708	3,416	3,388	2,443		
【事務分担量】(%)		50	20	40	40	30		
合計(+)	1,586	5,424	2,452	4,433	4,835	3,500	1,463	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	1,586	5,424	2,452	4,433	4,835	3,500	1,463	
実績の推移	事項名							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
巣の撤去/個(直営による撤去も含む)	75	51	35	48	68	53	57	
ヒナ回収/羽(巣のヒナ、落下ヒナ)	60	72	38	43	77	48	36	
卵回収/個	98	61	14	54	64	76	67	

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		委託料	カラス等回収業務	1,447	カラス等回収業務	1,057	カラス等回収業務

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	巣の撤去 / 個 (直営による撤去も含む)	48	68	53	57		
	ヒナ回収 / 羽 (巣のヒナ、落下ヒナ)	43	77	48	36		
	卵回収 / 個	54	64	76	67		

（問題点・分析）	<p>本事業の目的は、繁殖期のカラスによる攻撃等の被害に対処するものであり、個体数の減少を積極的に企図するものではない。カラス問題の原因は、ゴミ問題等、人間の影響による異常な繁殖によるものであり、根本的な対策としては、環境問題として総合的な見地から改善に取り組む必要がある。</p> <p>異常なえさやりにより、カラスの集積を招いている地域がある。環境課、高齢者福祉課と連携し、良好な生活環境を確保するため、改善に取り組む必要がある。また、場合によっては、「荒川区良好な生活環境の確保に関する条例」の適用も検討する。</p>
	<p>他区の実況</p> <p>（実施 23 区 未実施 0 区）</p> <p>対応方法は、直営、委託、補助金等、各区で異なっている。</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
環境清掃部と連携してゴミ出しルール（ゴミ出し時間、防鳥ネットかけなど）の周知を徹底する。	人間社会の中で共生するカラスの個体数の適正化が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	鳥獣保護法の精神を踏まえつつ、区民の安全を守るため、今後も継続していく必要がある。

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	薬事監視事務費	部課名	健康部生活衛生課	課長名	大口康男
		担当者名	久保田洋子	内線	426
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	薬事監視事務費（01 01 01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	9年度	根拠	薬事法、薬剤師法、麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法、毒物及び劇物取締法、薬局等の行う医薬品の広告の適正化に関する条例、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]			
目的	医薬品や麻薬、向精神薬、覚せい剤を取り扱う業者に対し、法に基づく規制を行うことにより、区民の保健衛生の向上及び医薬品等の安全確保を図る。 毒物や劇物の販売・取扱者に対し、法に基づく立入検査等を行い、毒物・劇物による危害防止を図る。 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、家庭用品に使用されている化学物質による健康被害の発生防止を図る。				
対象者等	薬局開設者、医薬品販売業（卸売販売業・配置販売業を除く）開設者、管理医療機器販売業・賃貸業者、毒物劇物販売業者、毒物劇物業務上取扱者				
内容	薬局及び医薬品販売業（卸売販売業・配置販売業を除く）に対する許可及び監視指導 医薬品、医薬部外品等の収去検査 薬局及び医薬品販売業が行う医薬品の広告に対する監視指導 薬局製造販売医薬品製造販売業の許可・承認、薬局製造販売医薬品製造業の許可及び監視指導 管理医療機器販売業・賃貸業の届出受理及び監視指導 麻薬小売業者（薬局）に対する麻薬小売業の免許及び監視指導 向精神薬小売業者・卸売業者の監視指導 薬局に対する覚せい剤原料の取扱いに対する監視指導 毒物・劇物の適正な保管管理や取扱い及び震災時や事故等の対策について監視指導 規制対象の家庭用品の試買検査の実施、基準違反品の製造・輸入・販売業者に対する回収・改善等の指導				
経過	平成9年度	薬事法の一部改正により、医薬品の一般販売業（卸売販売業を除く）及び特例販売業に対する許可、監視指導が区に移管			
	平成12年度	地方分権一括法及び都区制度改革により、毒物・劇物の販売業の登録と監視指導及び有害物質を含有する家庭用品の監視指導が区に移管。薬事関連の都事務が特例条例により区に移管			
	平成17年度	特例条例により、薬事法等に基づく薬局、薬種商、管理医療機器販売業・賃貸業に関する10事業、毒物劇物業務上取扱者に関する事業が区に移管			
	平成21年度	平成18年に公布された改正薬事法（医薬品販売制度の改正等）が平成21年6月1日より全面施行された。			
必要性	法令に基づき区が行う事業であり、不適正な販売や取扱いが区民の健康被害につながるおそれもあるため、定期的な立ち入りにより保管管理等について監視指導を行うことが必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 薬事監視員、麻薬及び向精神薬取締法第50条の38の規定による当該職員、覚せい剤監視員、毒物劇物監視員、家庭用品衛生監視員が、それぞれ該当する施設に立ち入り、必要な監視指導を行う。 収去した医薬品、試買した家庭用品の検査は、東京都健康安全研究センター又は保健所検査室に依頼して実施する。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	1,896	3,035	2,270	2,010	1,724	1,939	1,916	
決算額（22年度は見込み）	1,440	1,938	1,414	1,028	1,593	1,166	1,916	
人件費	/	19,824	18,788	21,350	18,634	17,916	/	
【事務分担量】（%）	/	230	220	250	220	220	/	
合計（+）	1,440	21,762	20,202	22,378	20,227	19,082	1,916	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	558	1,964	1,695	874	983	1,265	1,478	
一般財源	882	19,798	18,507	21,504	19,244	17,817	438	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	薬局・医薬品販売業等監視件数	66	182	149	172	153	181	180
	毒物劇物販売業等監視件数	64	77	71	73	110	28	80
	家庭用品試買検体数	39	40	38	40	40	39	40
								（推定）

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）	
	一般需用費	家庭用品試買検査、図書、事務用消耗品他	293	家庭用品試買検査、図書、事務用消耗品他	310	家庭用品試買検査、図書、事務用消耗品他	397
	役務費	通知、周知用郵券	96	通知、周知用郵券	65	通知、周知用郵券	102
	委託料	試験検査委託	1,174	試験検査委託	761	試験検査委託	1,387
	負担金補助及び交付金	薬事衛生講習会分担金、9区7ブロック薬事講習会分担金	30	薬事衛生講習会分担金、9区7ブロック薬事講習会分担金	30	薬事衛生講習会分担金、9区7ブロック薬事講習会分担金	30

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	薬事監視指導率	66%	61%	67%		60%	立ち入り監視指導数 / 施設数 (管理医療機器除く)
	毒物劇物監視指導率	37%	56%	40%		40%	立ち入り監視指導数 / 施設数

(問題点・課題分析)	<p>平成21年6月1日より改正薬事法が全面施行され、医薬品販売制度が改正された。これにより、資格を有する者の常時勤務や、一般用医薬品販売時の分類に応じた情報提供、相談体制の整備等が義務付けられた。しかしながら改正法の遵守がされていない店舗もあることから、薬局及び医薬品販売業者への監視指導を強化する必要がある。</p>
他区の実況	(実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
<p>薬局・医薬品販売業者への立入検査を行い、資格者の勤務状況、医薬品の情報提供体制等、改正法により規定された事項を重点的に監視指導を行う。</p>	<p>医薬品販売時の情報提供体制が強化され、区民が適切な情報提供を受けられることにより、医薬品の適正使用につながる。</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	法令に基づく事務として、その時の改正内容に留意しつつ的確な対応を図る。

(状況)	
------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	環境衛生監視事務費	部課名 健康部生活衛生課	課長名 大口康男	担当 久保田洋子	内線 426
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	環境衛生監視事務費（02-02-01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	50年度	根拠 法令等	興行場法、旅館業法、公衆浴場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法、建築物の衛生的環境の確保に関する法律、温泉法、墓地・埋葬等に関する法律、プール条例、水道法
終期設定	有 無		年度		
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分 計画 非計画
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]			
目的	環境衛生関係施設における良好な衛生状態を確保することにより、公衆衛生の向上に資することを目的とする。				
対象者等	環境衛生営業施設開設者				
内容	環境衛生関係施設に対する許可・確認及び監視指導 環境衛生関係施設に対する衛生講習会の実施 環境衛生関係施設の立入検査時に各種理化学検査を実施 高齢者福祉施設におけるレジオネラ症対策として、浴槽水等の水質検査及び維持管理助言指導の実施				
経過	昭和50年度 保健所の区移管により、環境衛生関係業種の監視指導を行うようになる。 昭和58年度 建築物の衛生的環境の確保に関する法律（ビル管法）に関する事務（3,000～5,000㎡の施設）が区長に委任される。 平成8年度 温泉法の事務が区長に委任される。 平成12年度 地方分権一括法により温泉法に係る事務が区に移管、環境衛生関係法に係る事務が自治事務となる。ビル管法の5,000～10,000㎡の施設が区に移管。ビル管法及び墓地埋葬法に係る事務が区に移管 (平成21年度 事業名を「監視検査等業務」より「環境衛生監視事務費」に変更)				
必要性	法令に基づき区が行う事務であり、消毒不足等の不適正な管理が区民の健康被害につながるおそれがあるため、定期的な立ち入りにより管理運営等について監視指導を行うことが必要である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 環境衛生関係施設について、申請に基づき実地調査を行い許可・確認を行うとともに、届出の受理を行う。各施設の衛生状態を把握するため、「環境衛生監視員」が各施設に立入り監視指導を行う。監視指導にあたって、プール水・浴場水等の水質検査、興行場・クリーニング所・特定建築物の空気検査及びオシボリの細菌検査を行い、検査結果に基づき客観的な指導を行う。 第2ブロックビル衛生管理講習会等、業態別講習会を開催し、公衆衛生の普及啓発を行う。 高齢者福祉施設においては、設置者の協力の上、浴場水のレジオネラ属菌検査を行い、結果に基づき助言を行う。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	1,004	957	1,005	988	1,451	1,352	1,060	
決算額（22年度は見込み）	791	585	757	646	1,174	1,116	1,060	
人件費		25,857	23,912	27,328	30,492	29,318		
【事務分担量】（%）		300	280	320	360	360		
合計（+）	791	26,442	24,669	27,974	31,666	30,434	1,060	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	579	899	876	1,003	955	930	707	
一般財源	212	25,543	23,793	26,971	30,711	422	353	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	環境衛生営業施設許可件数	41	68	36	29	27	60	38
	環境衛生営業監視指導件数	768	649	722	632	704	669	700
								見込み

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
予 算 ・ 決 算 の 内 訳	一般需用費	各種検査材料費、消耗品等	737	各種検査材料費、消耗品等	785	各種検査材料費、消耗品等	943
	役務費	各種通知用郵便料、粉じん計較正	46	各種通知用郵便料、粉じん計較正	44	各種通知用郵便料、粉じん計較正	47
	負担金補助及び交付金	第2ブロックビル衛生管理講習会分担金	60	第2ブロックビル衛生管理講習会分担金	60	第2ブロックビル衛生管理講習会分担金	70
	備品購入費	一酸化炭素、二酸化炭素測定器	331	デジタル粉じん計	227		0

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度 12月末	22年度	目標値 (25年度)	
	監視指導率 (理容・美容・クリーニング)	50%	67%	68%		60%	立ち入り監視指導数/施設数
	監視指導率 (興行場・公衆浴場・旅館・プール)	124%	113%	130%		110%	立ち入り監視指導数/施設数
	レジオネラ属菌検査成績	2%	5%	6%		0%	検出数/検体数（再検査を除く）

（問題点・課題分析）	入浴施設等での死亡事故の原因となるレジオネラ属菌が区内の施設でも検出されており、引き続き監視が必要である。
	（実施 22 区 未実施 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
公衆浴場、プール、高齢者施設等に対する適正な維持管理の指導を強化するとともに、レジオネラ属菌の検査を実施し、それに基づいた指導を行う。	区内の施設が原因となるレジオネラ症の発生を防止する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	法律や特例条例に基づく事務であり、引き続き実施する必要がある。

議 会 要 旨 状	
-----------------------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	住まいの衛生支援事業	部課名 担当者名	健康部生活衛生課 久保田洋子	課長名 内線	大口康男 426
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	住まいの衛生支援事業（02 02 02）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	50 年度	根拠 法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]			
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ねずみ・昆虫が媒介する感染症の発生を予防するとともに、発生時の蔓延防止を図る。 ・スズメバチ等、身体に重大な危害をおよぼす害虫から区民を守る。 ・快適な居住環境の確保を図る。 				
対象者等	ねずみ、衛生害虫、ダニ・カビ・シックハウス等で困っている区民				
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 害虫等の駆除 地域での蚊の大量発生を抑制するため昆虫成長阻害剤（IGR剤）によりボウフラの駆除を行う。スズメバチは人体に重大な危害をおよぼす場合があるので、スズメバチの巣の撤去を行う。 2 ねずみ駆除・防除 冬季に一斉駆除月間を設け区民に薬剤を配付するとともに、ねずみ退治講習会を開催する。 3 一般相談 ねずみや衛生害虫の駆除防除、居住環境（ダニ・カビ・結露・シックハウスなど）についての助言を行う。また、必要に応じて器材の貸し出し等を行う。 4 動物由来感染症発生時、災害時等の対応 事態の重大性に応じて、備蓄薬剤等により、ねずみや衛生害虫を駆除する。 				
経過	<p>平成8～13年度 住まいのダニ診断実施</p> <p>平成11～13年度 伝染病予防法の廃止、新感染症法の制定に伴い、害虫駆除事業を見直した。動力噴霧機による薬剤散布、薬剤配布の廃止等</p> <p>平成13～18年度 室内空气中化学物質（シックハウス関係）の測定実施</p> <p>平成15年度～ 住まいのダニアレルゲン検査を開始</p> <p>平成20年度 事務事業「そ属害虫駆除費」を統合</p>				
必要性	ねずみや害虫、居住環境が区民の日常生活に及ぼす影響は大きいため、区民を支援する必要がある。また、動物が媒介する感染症への対策としても効果が期待できる。				
実施方法	<p>（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 7月～9月に、業者委託により雨水枡等に薬剤の投入を行いボウフラを駆除する。蚊の大量発生などの連絡を受けた場合には、その地域の雨水枡等に薬剤を投入する。 2 町会の協力を得て、冬季に薬剤（殺そ剤）を配付し、ねずみの一斉駆除を行う。 3 リーフレット等により助言し、必要に応じ捕獲器具、シラミの梳き櫛などを貸し出す。 4 動力噴霧器を保管整備し、IGR剤及びピレスロイド様殺虫剤を備蓄している。 				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	428	418	371	5,309	4,085	4,577	4,564	
決算額（22年度は見込み）	139	72	106	3,508	3,311	3,001	4,564	
人件費		5,171	3,416	16,226	7,623	7,329		
【事務分担量】（%）		60	40	190	90	90		
合計（+）	139	5,243	3,522	19,734	10,934	10,330	4,564	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	514							
一般財源	-375	5,243	3,522	19,734	10,934	10,330	4,564	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	ねずみ・害虫相談件数	815	821	863	745	747	607	700
	ボウフラ駆除薬剤投入	10,317	15,941	17,484	18,640	21,830	22,451	25,000
	殺そ用薬剤配付数	23,128	22,249	19,754	19,601	18,325	17,396	19,000
								（推定）

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
報酬		0		0	非常勤報酬	2,101
共済費		0		0	社会保険料（非常勤）	274
報償費	町会にネズミ駆除事業の謝礼	417	町会にネズミ駆除事業の謝礼	410	町会にネズミ駆除事業の謝礼	476
光熱水費	ガソリン、エンジンオイル他	0	ガソリン、エンジンオイル他	0	ガソリン、エンジンオイル他	18
一般需用費	住まいの検査材料費、図書、啓発用リーフレット、殺虫剤、殺そ剤、ネズミ捕獲器具、故障修理、ポスター他	1,622	住まいの検査材料費、図書、啓発用リーフレット、殺虫剤、殺そ剤、ネズミ捕獲器具、他	1,431	住まいの検査材料費、図書、啓発用リーフレット、殺虫剤、殺そ剤、ネズミ捕獲器具、故障修理、ポスター他	2,271
役務費	郵便料・駆除薬剤配送	66	郵便料・駆除薬剤配送	88	郵便料・駆除薬剤配送	145
委託料	害虫駆除作業委託他	1,206	害虫駆除作業委託他	1,072	害虫駆除作業委託他	1,425
使用料及び賃借料	トラック借上料（緊急時）	0	トラック借上料（緊急時）	0	トラック借上料（緊急時）	29

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値（25年度）	
標	殺そ剤配付実施率	19601/22000 =89%	18084/22000 =82%	17396/20000 =87%	,/19000	-	配付数/計画数（配付数）
	ボウフラ駆除薬剤投入実施率	18640/25000 =75%	21830/24000 =91%	22451/30000 =75%	,/25000	-	投入数/計画数（投入数）
	相談件数	745	747	607		-	ねずみ・害虫相談件数

（問題点・課題分析）	<p>蚊が媒介する感染症（ Dengue熱、チクングニヤ熱、ウエストナイル熱など）の発生が危惧されている。</p> <p>区民から寄せられる相談では、ハチが最も多く（約220件/年）次にねずみ（約200件/年）となっている。殺そ剤に抵抗力のあるねずみの増加への対応や高齢者・要介護者のいる住宅におけるネズミや疥癬等の対策が課題になっている。</p>
	<p>他区の実況</p> <p>（実施 22 区 未実施 区）</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
保健予防課感染症予防係と連携し、蚊媒介感染症発生時の対応策を構築する。	感染症発生時に区民への周知及び蚊の駆除を速やかに行うことにより区民の被害を最小限に抑える。
高齢者や要介護者に関わるケアマネージャーやホームヘルパー等を対象とした講習会を引き続き実施する。	介護等に従事する人材が、必要な知識を習得することにより、日常的なねずみ対策等を実施できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	引き続き、害虫やねずみによる被害を防止し、居住環境の改善を図ることにより区民が快適に暮らせる環境づくりに取り組む必要がある。

況議 （会 要質 旨問 状）	平成10年3定	薬剤散布の見直しについて
	平成12年4定	シックハウス症候群対策の強化について
	平成13年2定	化学物質、シックスクール症候群について
	平成13年3定	ねずみ駆除剤の配布について
	平成21年2定	化学物質使用を減らす対策について

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	食の安全・安心対策		部課名	健康部 生活衛生課	課長名	大口 康男	
			担当者名	青木 清	内線	4 2 8	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	食の安全・安心対策（02-03-01）						
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	50年度	根拠	食品衛生法、食品製造業等取締条例、東京都食品安全条例等		
終期設定	有 無		年度	法令等			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]					
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]					
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]					
目的	区内事業者が製造・調理した食品及び流通食品等の細菌・化学検査を効果的・効率的に実施し、必要に応じ適切な行政措置を講ずるとともに、食品の安全性に関する最新な情報を、講習会はじめ様々な機会を通じて、区内事業者及び従事者、消費者に提供して区民の食の安全・安心を確保する。						
対象者等	区内事業者及び従事者、消費者						
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 収去検査 調理業（仕出し、弁当、そうざい等）、製造業（アイスクリーム類製造業、菓子製造業、豆腐製造業、めん類製造業等）、販売業（スーパー等）の店舗から食品を収去し、検査（細菌、化学）の結果を踏まえ、不適原因の究明・自主検査の指導等の適切な対応を図る。 2. 苦情調査及び食中毒調査 食品に関する苦情や患者の発生を受け、患者や飲食店、食品製造業等の施設及び従事者等の調査（食品、患者ふん便等）を行い、その結果を踏まえ、適切な対応を図る。 3. 手洗いチェッカーによる、確実な手洗いの指導 集団給食施設の従事者については、必要に応じて、手洗いチェッカー等を活用し、確実な手洗いの実施を指導する。また、事業者等の要望に応じて、貸し出しも行う。 4. 講習会 営業許可更新・新規時や営業業態別、区民からの依頼に応じて、講習会を開催し食中毒予防等の衛生管理意識の向上を図る。 						
経過	<ol style="list-style-type: none"> 1. 簡易検査キットによる検査の充実：農薬混入等の苦情について、必要に応じて、簡易検査キット（有機リン系農薬・アレルギー物質・毒物（シアン、ヒ素））を用いて、迅速な対応を図る。 2. 収去検査の検体数の見直し：過去の収去検査結果を踏まえ、新規施設や不適施設を中心に収去検査を実施する。 3. 講習会の見直し：大規模な講習会を改め、業種ごとの小規模な講習会に変更。各業種の特性に応じた内容の講習会を実施する。 						
必要性	区民の日常生活に欠かせない食の安全を守るため、事業施設等に対し、検査を実施し、監視指導の効果を高め、適切な行政措置を行うものであり、引き続き実施する必要がある。						
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） <ol style="list-style-type: none"> 1. 食品・ふん便等の検査は保健所保健予防課検査室もしくは東京都健康安全研究センターで実施する。 2. 講習会は、職員が講師となって実施し、区民からの依頼講習会にも積極的に対応する。 						

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	7,705	8,598	6,898	6,775	7,308	7,096	7,379	
決算額（22年度は見込み）	4,481	7,727	6,163	6,775	7,223	4,519	7,379	
人件費		21,548	18,361	35,014	36,590	19,789		
【事務分担量】（%）		250	215	410	432	243		
合計（+）	4,481	29,275	24,524	41,789	43,813	24,308	7,379	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	4,481	29,275	24,524	41,789	43,813	24,308	7,379	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	区検査室(化学検査:項目数)(21年度までは検体数)	175	158	142	89	81	75	500
	区検査室(細菌検査:項目数)(21年度までは検体数)	344	305	279	163	163	193	700
	都健康安全研究センター(委託:検査数)	141	643	479	323	421	165	364
	講習回数	68	74	66	62	51	50	50

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	収去及び簡易検査用消耗品（試薬、培地等）	3,019	収去及び簡易検査用消耗品（試薬、培地等）	2,881	収去及び簡易検査用消耗品（試薬、培地等）	3,483
役務費	講習会通知	117	講習会通知	69	講習会通知	158	
委託料	食中毒・苦情・違反品検査（東京都健康安全研究センター委託）	3,955	食中毒・苦情・違反品検査（東京都健康安全研究センター委託）	1,485	食中毒・苦情・違反品検査（東京都健康安全研究センター委託）	3,438	
使用料及び賃借料	ネット版食品衛生関係法規集及び食品表示マニュアル	84	ネット版食品衛生関係法規集及び食品表示マニュアル	84	ネット版食品衛生関係法規集及び食品表示マニュアル	84	
備品購入費		0		0	メディカルフリーザー	216	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	収去検査（化学）の不適合率%	0	0	0	0	0	法違反又は東京都指導基準違反の不適合率
	収去検査（細菌）の不適合率%	10	17	13	0	0	法違反又は東京都指導基準違反の不適合率
	講習会実施数	62	67	50	50	60	

（問題点・課題分析）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 食中毒予防をはじめ食の安全・安心対策は、区民の健康危機管理上、重要な課題である。 2. 肉の生食や加熱不足による食中毒が増加しているため、その対策が求められている。 3. 区内業者の食品衛生自主管理の推進を図るため、必要に応じて、製品の自主検査を指導する。
実施状況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
事業者や区民へ、肉の生食を控える等の普及啓発を強化する。	食中毒の発生の減少が期待できる。
区内業者の自主検査等への支援を引き続き行う。	食品衛生管理の向上が期待される。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	法や条例に基づき、区民の食に関わる安全・安心を確保する事業として重要であるため、引き続き計画的・効果的に実施する必要がある。

（状況）	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年予特 食の安全について ・平成21年度福祉・区民生活委員会 食品表示制度の陳情
------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	許可・監視等業務	部課名	健康部 生活衛生課	課長名	大口 康男
		担当者名	青木 清	内線	4 2 8
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	許可・監視等業務（02-03-02）				
事務事業の種類	新規事業	（22年度 21年度）	建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	50年度	根拠	食品衛生法、食品製造業等取締条例、東京都ふ
終期設定	有	無	年度	法令等	ぐの取扱い規制条例等
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]			
目的	食品衛生法に基づき、毎年度策定する荒川区食品衛生監視指導計画に基づき、事業者等に対して、監視指導（通常監視、夏季一斉・歳末一斉監視等）を行い、衛生管理の徹底を図る。				
対象者等	事業者（営業者、給食供給業者、輸入業者等）				
内容	1. 営業許可申請（新規、更新）及び各種届出等に関する許認可事務 2. 監視・指導 通常監視・指導（各種行事開催時の監視を含む） 夏季一斉・歳末一斉監視（夏季：飲食店等重点施設・社会福祉施設、歳末：宴会施設・ふぐ取扱い施設等） 苦情・違反処理に伴う監視・指導（異物混入・食中毒疑い等の原因調査） 緊急監視・指導（広域流通違反食品等を対象） 3. 食品衛生自主管理認証制度（都）の普及啓発及び導入支援 4. アレルギー物質等の表示に関する事業者からの相談や監視指導				
経過	平成14年度 ・アレルギー物質の表示の義務化 平成15年度 ・食品安全基本法の制定、食品衛生法の改正（荒川区監視指導計画の策定）、「東京都食品衛生自主管理認証制度」の創設 平成19年度 ・中国産冷凍食品毒物混入事件 平成22年度 ・アレルギー物質の追加（比・加）				
必要性	区民が毎日食べる食の安全を守るため、事業施設の許可・監視や、区民から寄せられる苦情や相談への対応を行い、食品を原因とする健康被害を未然に防止する必要がある。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 1. 営業許可等の許認可事務 事前相談、図面審査、実地検査、改善確認等を行う。 2. 監視・指導 監視採点票、大量調理施設管理マニュアル等を用いて立入り検査を実施し、結果に応じて指導等を行う。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	370	199	198	201	1,241	1,078	166	
決算額（22年度は見込み）	302	197	167	201	1,221	774	166	
人件費		21,548	18,361	17,507	18,295	19,789		
【事務分担量】（%）		250	215	205	216	243		
合計（+）	302	21,745	18,528	17,708	19,516	20,563	166	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	9,199	7,129	7,405	7,978	11,076	11,938	11,000	
一般財源	-8,897	14,616	11,123	9,730	8,440	8,625	-10,834	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	営業許可・届出施設数	7,193	7,152	7,221	7,309	7,191	7,127	7,200
	新規・更新・届出件数	1,614	840	782	783	1,059	1,200	1,000
	許可・届出施設監視数	9,630	8,356	6,854	8,636	7,559	6,636	7,200
	苦情処理件数	58	85	55	76	92	59	70

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）	
報酬	非常勤職員報酬	893	非常勤職員報酬	670	非常勤職員報酬	0	
特別旅費	非常勤職員旅費	0	非常勤職員旅費	0	非常勤職員旅費	0	
一般需用費	薬品等、共同購入、図書営業許可書他	315	薬品等、共同購入、図書営業許可書他	104	薬品等、共同購入、図書営業許可書他	154	
役務費	検査成績書通知等返信用	13	検査成績書通知等返信用	0	検査成績書通知等返信用	12	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値(25年度)	
標	監視率(%)	118	105	93	100	110	監視数 / 施設数
	食品衛生自主管理認証制度	1	1	1	3	5	取得施設数

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> 食品表示の偽装、輸入冷凍食品の毒物混入、また新たな食品加工技術による食品開発など、消費者の食品に対する不安が高まる中、保健所に寄せられる食品の苦情も多岐・多用化してきた。 「東京都食品衛生自主管理認証制度」の普及啓発については、荒川区食品衛生協会とも協力して実施しているが、認証施設が増加しない。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
厚生労働省の食中毒調査支援システムへの加入や食品苦情のデータベース化を推進する。	全国の食中毒の原因食品(疑い)等の情報が瞬時に得ることができる。また、苦情については、類似の苦情を検索し、迅速な対応が可能となる。
食品衛生自主管理認証取得のための普及・啓発を強化する。	制度への理解がより一層深められ、衛生管理の向上につながると共に、認証施設の増加が期待される。
あらかわ満点メニュー・健康応援店等、区の他事業との連携を図る。	営業者の食品に関する安全・安心等の意識向上ができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	区民の食の安全を確保するため、法令に基づき継続する必要がある。

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	食品衛生推進員	部課名	健康部 生活衛生課	課長名	大口 康男
		担当者名	青木 清	内線	428
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	食品衛生推進員				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	9年度	根拠法令等	食品衛生法、荒川区食品衛生推進員設置要綱
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]			
目的	平成7年5月の食品衛生法改正により、各自治体ごとに必要があれば食品衛生推進員を委嘱することができるようになった。				
対象者等	荒川区内の食品関係営業者				
内容	1. 飲食店営業者等からの食品衛生に関する相談に対する助言 2. 保健所が実施する食品衛生に関する普及啓発事業への協力 3. 地域の食品衛生に関する情報収集				
経過	平成9年10月1日 荒川区食品衛生推進員制度が発足 平成15年3月31日 第3期委嘱期間満了 区職員と協会自治指導員との協働により目的は達成できるため、荒川区食品衛生推進員制度は平成15年3月31日をもって休止				
必要性	行政改革等により全国で保健所の統廃合が行われた結果、管轄区域の広域化に伴う業務の補完制度として本制度は意義を有するが、荒川区においては従来より1区1保健所に変更なく、本制度を休止しても支障は生じない。				
実施方法	（ ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 休止中。休止後6年を経過したが、休止による特段の支障はない。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	0	0	0	0	0	0	0	
決算額（22年度は見込み）	0	0	0	0	0	0	0	
人件費	/	/	/	/	/	/	/	
【事務分担量】（%）	/	/	/	/	/	/	/	
合計（ + ）	0	0	0	0	0	0	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	推進員数	休止						
	推進員連絡会	休止						
	研修	休止						

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（予算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		予算計上なし		予算計上なし		予算計上なし	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値（25年度）	

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 21 区 未実施 2 区） 荒川区、目黒区の順に休止

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
休止、完了	休止、完了	休止から6年が経過し、現行においても十分良好な食品衛生を推進していることから、制度を廃止する。

議会議況（要旨）	
----------	--